様式第８（自動販売機設置事業者募集要項）

自動販売機の設置に関する賃貸借契約書

賃貸人　栃木市（以下「甲」という。）と　賃借人　○○（以下「乙」という。）は、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（貸付物件）

第２条　甲は、別紙貸付物件一覧及び物件調書に記載のとおり、物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付ける。

（使用目的等）

第３条　乙は、貸付物件を自販機設置のための敷地として使用するものとし、その他の用途には使用しないものとする。また、甲が公募した際の条件を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第４条　貸付期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とし、契約の更新は認めないものとする。

（延滞金）

第５条　貸付料及び電気料の支払期限を遅延し、かつ督促状の指定期限までに納付がないときは、納付期限の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に年１４．６パーセントの割合を乗じた額を、乙は延滞金として甲に納付しなければならない。ただし、延滞金の額に１００円未満の端数があるとき又はその金額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第６条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、転貸又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第７条　乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第８条　甲は、乙が次のいずれかに該当し、本契約を継続することが困難であると認めたときは、第４条の貸付期間中であっても、本契約を解除することができる。

（１）本契約書に規定する乙の義務を履行しないとき

（２）解散、破産、和議、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てを行ったとき

（３）本契約の締結に当たり、資格の詐称その他不正な行為をしたとき
（４）業務の継続が困難であると認められるとき

２　甲は、貸付物件の一部又は全部を使用する必要性が生じた場合等業務運営上の理由で本契約を終了しなければならなくなったときは、乙に対し契約解除の申し出を行うことができるものとする。この場合、甲は、契約解除希望日の３か月前までに、書面により乙に対して申し出なければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第９条　乙は、本契約を終了したとき、本件貸付物件の改良のために費やした必要費及びその他有益費について、甲に対し請求を行わないものとする。

（損害賠償）

第１０条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（原状回復）

第１１条　本契約が終了したときは、乙は自己の責任において本件貸付物件を原状に回復したうえ、甲の指定する期日までに明渡しするものとする。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を栃木市に請求することはできないものとする。

（乙の注意義務）

第１２条　乙は、利用者が安心して商品を購入することができるよう自販機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良な管理者としての注意を以てこれを行わなければならない。

（必要な報告等）

第１３条　甲は貸付物件について随時その状況を調査し、乙に対して必要な報告または資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は甲に対して速やかに、報告又は資料の提出を行わなければならない。

（住所変更等の届出）

第１４条　乙は、その住所又は氏名（法人にあっては、所在地、法人名又は代表者の氏名）に変更があったときは、速やかに書面にて甲に届け出なければならない。

（疑義の決定）

第１５条　本契約に定めがない事項及び本契約に関して疑義が生じたときには、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　（住所）栃木市万町９番２５号
（氏名）栃木市
市長　〇〇　〇〇

乙　（住所）
（氏名）

貸付物件一覧

	物件番号	施設名	所在地	設置箇所	設置指定機種	貸付料率	施設所管課
1				物件調書のとおり			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							